

令和6(2024)年度

「教育委員会の点検・評価」報告書
(令和5(2023)年度対象)

令和6(2024)年9月

栃木県教育委員会

はじめに

現在、技術革新やグローバルが急速に進み、社会の大きな変革期にあります。また、気候変動などの影響もあり、未来を正確に予想することは一層難しくなっています。県教育委員会では、このような状況や課題を的確に捉えた上で、とちぎの子どもたちが明日に希望をもって、たくましく生き抜く力を培えるよう令和3年2月に「栃木県教育振興基本計画2025」を策定し、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間における本県教育行政の基本方針を示しました。

本報告書は、効果的な教育行政を一層推進するとともに県民への説明責任を果たす趣旨から、本ビジョンの2年目に当たる令和4(2022)年度における県教育委員会の事業の執行状況等について自ら点検及び評価を行い、それをまとめたものです。

この点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあり、この規定に基づいて本報告書を作成し、公表するものです。さらに、同条第2項の「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」という規定に基づき、点検・評価の客観性を確保するため有識者による検討会議を設置して、委員の皆様から様々な御意見をいただきながら点検・評価を行いました。

県教育委員会としては、この点検・評価を十分に踏まえ、「栃木県教育振興基本計画2025」の基本理念である「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」の実現に向けて教育施策の着実な推進に努めて参りたいと考えております。

今後とも、県民の皆様には、この基本理念の実現と栃木県の教育・文化・スポーツの充実・発展のために、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6(2024)年9月
栃木県教育委員会

目 次

I	本県における「教育委員会の点検・評価」について	1
	「栃木県教育振興基本計画 2025」の施策体系	2
	令和 5 (2023) 年度の主な取組	4
II	教育に関する事務の執行状況の点検及び評価	
	基本目標 I 学びの場における安全を確保する	10
	基本目標 II 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす	12
	基本目標 III 未来を切り拓く力の基礎を育む	15
	基本目標 IV 自分の未来を創る力を育む	20
	基本目標 V 豊かな学びを通して夢や志を育む	24
	基本目標 VI 教育の基盤を整える	27
III	教育委員会の活動状況について	34

I 本県における「教育委員会の点検・評価」について

1 目的

栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行いその結果を公表することにより、本県における教育行政の適切かつ効果的な執行等を一層推進するとともに、県民への説明責任を果たすことを目的とする。

2 対象

「栃木県教育振興基本計画 2025」(以下「ビジョン」という。)の施策体系(2 ページ参照)の6つの基本目標ごとに、令和5(2023)年度の主な事業の執行状況、推進指標の進捗状況及び教育委員会の活動状況について点検・評価を実施する。

3 報告書の構成

点検・評価の結果をまとめた本報告書は、以下の内容で構成した。

- ・ 施策の方向：ビジョンの6つの基本目標にそれぞれ関連の深い20の基本施策について、施策の方向を掲載
- ・ 推進指標：ビジョンに示した23の推進指標(令和2(2020)年度の数値を基準値とする)を掲載(令和2(2020)年度の数値がない場合は、令和元(2019)年度の数値を基準値としている。)
- ・ 取組状況と成果及び今後の対応方向：令和5(2023)年度の主な事業についての取組状況と成果及び今後の対応方法の概要を掲載
- ・ 検討会議委員からの主な意見：第三者から構成される検討会議の委員からいただいた御意見のうち、主なものを掲載

4 検討会議の設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」に基づき、以下の構成員による検討会議を設置する。

(50音順)

選出分野	氏名	所属等
大学等の専門的な識見を有する者	加藤 謙一 氏	宇都宮大学共同教育学部長
小学校又は中学校の校長経験者	松本 和士 氏	元宇都宮市立戸祭小学校長
高等学校又は特別支援学校の校長経験者	丸茂 博 氏	元大田原女子高等学校長
生涯学習分野の知識を有する者	湯澤 美佐江 氏	日光市社会教育指導員
小学生、中学生又は高校生の保護者	若林 弥加 氏	栃木県高等学校PTA連合会

5 議会への提出及び公表

県議会に報告書を提出(令和6(2024)年9月)するとともに、教育委員会のホームページ「栃木県教育委員会 とちぎの教育」に掲載し、公表する。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/kyouikugyousei/kyouikuiinkai/index.html>



「栃木県教育振興基本計画 2025」の施策体系

基本理念	基本目標	基本施策・主な取組	
心豊かに、 ともに切り拓くことのできる たくましい人を育てます とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き	I 学びの場における安全を確保する	1 学校安全の徹底・充実 (1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上 (2) 校内の体制整備の強化 (3) 安全教育の充実	
	II 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす	2 人権尊重の精神を育む教育の充実	(1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備 (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上 (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実
		3 特別支援教育の充実	(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上 (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
		4 多文化共生に向けた教育の推進	(1) 国際教育の推進 (2) 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実
	III 未来を切り拓く力の基礎を育む	5 確かな学びを育む教育の充実	(1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実 (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成 (3) 確かな学力の育成
		6 豊かな心を育む教育の充実	(1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 (2) 子どもの読書活動の推進
		7 健やかな体を育む教育の充実	(1) 体育活動の充実 (2) 学校保健、食育・学校給食の充実
	IV 自分の未来を創る力を育む	8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実	(1) 学業指導の充実 (2) 教育相談・支援体制の充実 (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応
		9 社会に参画する力を育む教育の充実	(1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実 (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進
		10 キャリア教育・職業教育の充実	(1) キャリア教育の充実 (2) 職業教育の充実
	V 豊かな学びを通して夢や志を育む	11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実	(1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実 (2) 伝統や文化に関する教育の充実 (3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実

VI 教育の基盤を整える	12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実 (1) 高度な学びの機会の充実 (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養	(2) 産学官連携による産業教育の充実
	13 県民一人一人の生涯学習への支援 (1) 生涯学習推進の基盤づくり (3) 学びを生かした地域づくりの促進	(2) 生涯にわたる学びの機会の充実
	14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進 (1) 本県選手の競技力の向上	(2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承
	15 学校教育の情報化の推進 (1) 教員のICT活用指導力の向上 (3) ICT環境の充実	(2) 情報モラル教育の充実
	16 教員の資質・能力の向上 (1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進	(2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実
	17 学校運営体制の充実 (1) 学校の指導体制の充実	(2) 学校における働き方改革の推進 (3) 教職員の保健管理の充実
	18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 (1) 「ふれあい学習」の推進	(2) 学校と地域の連携・協働の推進 (3) 家庭教育への支援
	19 魅力ある県立高校づくりの推進	
	20 学校施設・設備の整備 (1) 県立学校施設・設備の整備	(2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

令和5(2023)年度の主な取組

基本 目標	基本施策	主 な 取 組 内 容
Ⅰ 学 び の 場 に お け る 安 全 を 確 保 す る	基本施策1 学校安全の徹底・ 充実	<p>(1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理・危機管理研修会の開催 ・危機管理に関する校内研修の実施 ・運動部活動指導者研修会の開催 <p>(2) 校内の体制整備の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制や安全確保の対策等の確認に関する指導主事訪問 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 <p>(3) 安全教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全教育指導者研修会の開催 ・高等学校交通問題地域連絡協議会の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動リスクマネジメント研修会の開催 ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・安全な登山に向けた指導者のための研修会の開催等 ・学校安全総合支援事業
Ⅱ 一 人 一 人 を 大 切 に し 、 可 能 性 を 伸 ば す	基本施策2 人権尊重の精神を 育む教育の充実	<p>(1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題と目標の共有を図るための各種会議の開催 <p>(2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導者等の養成及び資質・能力の向上を図るための各種研修会の開催 ・支援訪問の実施 ・指導資料の活用 〔性の多様性について理解を促進するための指導の充実に向けた教職員向け資料を作成・活用する。〕 <p>(3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副教材等の作成及び活用の推進 〔性の多様性について理解を促進するための生徒向け資料を作成・活用する。〕 ・研究学校及び総合推進地域の指定 ・地域や家庭への啓発
	基本施策3 特別支援教育の 充実	<p>(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の強化に向けた研修会の開催 ・発達障害専門家チーム等の学校派遣 <p>(2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進 ・各学校段階等の移行期における支援情報の引継ぎの推進
	基本施策4 多文化共生に向け た教育の推進	<p>(1) 国際教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語教育の充実 ・高等学校ALT活用事業 <p>(2) 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒教育拠点校事業 ・帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 ・帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・長期・短期留学支援

基本 目標	基本 施 策	主 な 取 組 内 容
Ⅲ 未 来 を 切 り 拓 く 力 の 基 礎 を 育 む	基本施策5 確かな学びを育む 教育の充実	<p>(1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼小接続期のカリキュラムの充実 ・幼児期にふさわしい教育・保育の充実 <p>(2) 学習の基盤となる資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新教育課程定着・促進支援事業 ・創意ある教育課程の編成と実施 <p>(3) 確かな学力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創意ある教育課程の編成と実施 ・学校における教育指導等の改善・充実を図る取組を推進 ・家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を推進 ・とちぎ学力向上推進事業（とちぎっ子学力アッププロジェクト） ・学力向上に向けた指導体制モデル事業 ・STEAM教育推進事業 <p>〔教科等横断的な学びを通じた新しい価値を提供できる人材の育成を図る。〕</p>
	基本施策6 豊かな心を育む 教育の充実	<p>(1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育総合支援事業 <p>(2) 子どもの読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 ・家読（うちどく）の推進 ・高校生読書活動の推進
	基本施策7 健やかな体を育む 教育の充実	<p>(1) 体育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科体育の充実 ・体力向上事業 ・幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業 <p>〔保育者や親子を対象とした研修や教室を行うとともに幼児が多様な運動遊びを経験できる機会を提供する。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業 ・運動部活動指導者研修会の開催 ・市町立中学校部活動指導員配置事業 ・県立学校部活動指導員配置事業 ・運動部活動補助員派遣事業 <p>(2) 学校保健、食育・学校給食の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の指導の充実 ・薬物乱用防止教室推進事業 ・食育推進事業 ・学校給食管理の指導の充実

基本 目標	基本 施 策	主 な 取 組 内 容
IV 自 分 の 未 来 を 創 る 力 を 育 む	基本施策8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実	(1) 学業指導の充実 ・児童・生徒指導推進委員会の開催 ・児童・生徒指導推進研修会の開催 ・問題行動等未然防止プログラム事業 (2) 教育相談・支援体制の充実 ・スクールサポート推進事業 ・SNSを活用した相談事業 ・「いじめ相談さわやかテレホン」の実施 ・教育相談事業（来所相談） (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応 ・ネットパトロール事業 ・いじめ問題等解決支援事業・不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・不登校児童生徒支援事業 ・スクールロイヤー活用事業
	基本施策9 社会に参画する力を育む教育の充実	(1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実 ・公共的な事柄に関わる学習の推進 ・専門家や関係機関と連携した学習の推進 ・消費者教育の充実 ・共生社会の実現を目指した体験的な学習の推進 ・福祉教育の充実 (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進 ・SDGsの達成に向けたESDの観点からの学習の推進 ・学校と地域の連携による地域課題を探究する学習の推進 ・環境教育・エネルギー教育の充実 ・未来を創る高校生地域連携・協働推進事業 ・高校生未来の職業人育成事業
	基本施策10 キャリア教育・職業教育の充実	(1) キャリア教育の充実 ・キャリア形成支援事業 ・とちぎの高校生「じぶん未来学」の推進 (2) 職業教育の充実 ・高校生未来の職業人育成事業 ・個に応じた実践的な職業教育の充実 ・福祉・労働等の関係機関と連携したきめ細かな就労支援の推進

基本目標	基本施策	主な取組内容
V 豊かな学びを通して夢や志を育む	基本施策11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎふるさと学習」の推進 ・学校と地域が連携・協働した多様な教育活動の推進 (2) 伝統や文化に関する教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土や我が国の伝統や文化及び他国の文化の理解と尊重 ・芸術文化の鑑賞や体験活動等による伝統や文化に触れる機会の充実 ・文書館資料の充実と普及 (3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査及び適切な保存の推進 ・いにしえのとちぎ発見どき土器わく湧くプロジェクト事業 ・とちぎ“いにしえの回廊”づくり事業
	基本施策12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高度な学びの機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 (2) 産学官連携による産業教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成支援事業 ・産業教育担当教員の現場実習派遣 (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養 <ul style="list-style-type: none"> ・長期・短期留学支援
	基本施策13 県民一人一人の生涯学習への支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習推進の基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> ・県民の生涯学習活動を促進する生涯学習推進体制の充実 ・公民館や青少年教育施設等、社会教育施設の機能充実 ・社会教育主事有資格者の養成及び資質向上 ・新青少年教育施設整備運営事業の推進 (2) 生涯にわたる学びの機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ県民カレッジの充実 ・とちぎ子どもの未来創造大学事業の充実 (3) 学びを生かした地域づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターの養成及び資質向上 ・地域課題解決のための学習機会の充実
	基本施策14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本県選手の競技力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・有望選手・チームの合宿等に対する助成 (2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模大会や国際大会の招致〔とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略（仮称）を策定する。〕 ・とちぎスポーツフェスタの開催支援 ・地域スポーツ連携・協働支援事業〔いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機とした地域スポーツの活性化を図る。〕

基本 目標	基本 施 策	主 な 取 組 内 容
Ⅵ 教 育 の 基 盤 を 整 え る	基本施策15 学校教育の情報化 の推進	(1) 教員のICT活用指導力の向上 ・情報教育の充実 ・プログラミング教育応援チーム派遣事業 (2) 情報モラル教育の充実 (3) ICT環境の充実 ・GIGAスクール運営支援センター整備事業 ・ICT活用研修の実施 ・授業目的公衆送信補償金制度活用事業
	基本施策16 教員の資質・能力 の向上	(1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進 ・教職員の人材確保 ・とちぎの教育未来塾の実施 (2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実 ・教職員研修事業の実施 ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・教職員研修事業の実施 ・学力向上に向けた指導体制モデル事業
	基本施策17 学校運営体制の 充実	(1) 学校の指導体制の充実 ・いきいきプロジェクト（少人数学級の充実） ・スマイルプロジェクト（非常勤講師配置の充実） ・かがやきプロジェクト（学力向上実践加配及び学力向上推進リーダーの配置） ・インクルーシブ教育指導員モデル配置事業 ・学校評議員制度、学校運営協議会推進事業 (2) 学校における働き方改革の推進 ・学校における働き方改革マネジメント強化事業 ・勤退管理システムの運用 ・県立学校統合型校務支援システムの整備・運用 (3) 教職員の保健管理の充実 ・健康診断、健康の保持増進のための啓発等の実施 ・メンタルヘルス講座、ストレスチェック事業等の実施 ・学校経営から考える働き方改革推進研修事業 ・教員業務支援員の配置 ・部活動の段階的な地域移行に向けた取組の推進
	基本施策18 家庭・地域の教育 力の向上、学校と の連携・協働の推 進	(1) 「ふれあい学習」の推進 ・「ふれあい学習」を推進する体制の充実 ・「ふれあい学習」推進のためのネットワークづくり等の支援 (2) 学校と地域の連携・協働の推進 ・頑張る学校・地域！応援プロジェクト事業の推進 ・地域連携教員活動支援事業の推進 (3) 家庭教育への支援 ・幼児期の子どもをもつ保護者への支援 ・とちぎの高校生「じぶん未来学」の推進 ・地域コーディネーターの養成及び資質向上 ・家庭教育支援者の養成 ・家庭教育相談体制の充実

基本 目標	基本 施 策	主 な 取 組 内 容
VI 教 育 の 基 盤 を 整 え る	基本施策19 魅力ある県立高校 づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における特色ある教育活動の推進 ・学校運営協議会の開催 ・「学力向上に向けた指導体制モデル」事業の推進 ・第二期県立高等学校再編計画の推進 ・県立高校の将来構想の検討 <p>〔県立高校の現状と課題に関する理解促進及び意見聴取を目的とした高校再編県民フォーラムを開催するなど、〕 〔県立高校の将来構想の策定に向けた広報や情報収集を行い、検討を進める。〕</p>
	基本施策20 学校施設・設備の 整備	<p>(1) 県立学校施設・設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校施設長寿命化推進事業 ・県立学校校舎等の維持管理 ・県立学校空調設備整備事業 ・産業教育設備の整備 <p>(2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進</p>

II 教育に関する事務の執行状況の点検及び評価

基本目標

I 学びの場における安全を確保する

基本施策1 学校安全の徹底・充実

教育活動の安全が確保されるためには、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、各活動の計画・実施に際してチェック機能が確実に働くとともに、各教員が最新の科学的知見や各種ガイドラインに基づく安全に関する知識を有し、その場の状況に応じた適切な判断ができることが重要です。さらに、自然災害や交通事故・犯罪等から児童生徒等が自ら身を守るためには、安全な生活を実現するために必要な知識や主体的に行動する態度を身に付けることが大切です。

そこで、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合に、適切な対応ができるよう、教員の学校安全に関する資質・能力の向上や校内の体制整備の強化に取り組み、学校の教育活動における安全管理の徹底を図っていきます。

また、安全教育の充実を図り、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成していきます。

推進指標	学校管理下における負傷を伴う事故等の発生率(国公私合計) 〔災害共済給付状況(独立行政法人日本スポーツ振興センター)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	4.01%	3.54%	3.33%	3.47%			2019年における全国最上位の水準(3.46%)を目指す

① 教員の学校安全に関する資質・能力の向上

○取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理・危機管理研修会を開催し、参加した県立学校教員（171名参加）が、危機管理マニュアルの見直しのほか、「第3次学校安全の推進に関する計画」について学び、学校安全に関する基本的な考え方を身に付けた。 ○ 運動部活動リスクマネジメント研修会において、事故の事例を通して安全確保や事故防止について理解を深めることで、危機意識の向上とともに安全管理などの資質・能力の向上を図った。また、運動部活動指導者研修会においては、生徒の発達段階に応じた安全な指導法等について学ぶことで、運動部活動を適切に運営するための指導力の向上を図った。
◇今後の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 令和6(2024)年度の安全管理・危機管理研修会では、重大事故を未然に防ぐため、ヒヤリハット事例の活用を研修のテーマとして開催し、学校安全にかかる教員の資質・能力の向上を図る。 ◇ 引き続き、運動部活動リスクマネジメント研修会等を開催し、事故の要因となる危険の早期発見、危険の速やかな除去及び事故発生時の組織的対応にかかる中学・高校の教員の資質・能力の向上を図る。

② 校内の体制整備の強化	
○取組状況 と成果	○ 県立学校25校において実施した指導主事訪問において、各学校が実施した危機管理に関する校内研修への指導助言等を行い、学校安全及び危機管理に関する組織体制の強化を進めた。 ○ 登山計画審査会を開催し、学校教育の一環として行う登山が安全に実施できるよう、登山計画の事前審査等を行った。
◇今後の 対応方法	◇ 令和6(2024)年度以降も、引き続き各学校の実態に則した学校安全及び危機管理に対する組織体制の強化を進めていく。 ◇ 安全登山の実現に向けて、審査内容等の改善を行っていく。
③ 安全教育の充実	
○取組状況 と成果	○ 安全教育指導者研修会に500名（小中学校417名、県立学校83名）の教員が参加し、地域の災害リスクを踏まえた実践的な避難訓練を計画するに当たっての重視すべき考え方や具体的な実施方法等の情報を共有した。また、児童生徒が自らの判断で命を守る行動をとるための一助となるよう、防災教育に関する授業や演習等の実践例を紹介し、各学校における安全教育の充実を図った。
◇今後の 対応方法	◇令和6(2024)年度の安全教育指導者研修会において、市町立学校を対象とした研修では、危機管理マニュアルの評価・見直しのポイントを周知し、見直しのサイクルを構築することを研修のテーマとし、県立学校を対象とした研修では、各校で実施する危機管理に関する校内研修について指導助言を行うなど、安全教育の充実を図り、児童生徒が自ら考え、危険を回避できる資質・能力を育成していく。

検討会議委員からの主な意見

- ・「学校管理下における負傷を伴う事故等」を減らすためには、事故の未然防止と初期対応が重要となることから、事故事例の原因の洗い出しと日々の安全管理の徹底を願いたい。
- ・学校安全について児童生徒が「自ら」考え、それぞれが主体的に行動できるようになるよう校内指導を一層充実していただきたい。

基本目標 II 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

基本施策2 人権尊重の精神を育む教育の充実

人権とは、全ての人々が幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。本県では、一人一人の人権が尊重されるよう、栃木県人権教育基本方針に基づき人権教育の推進に努めてきました。

しかし、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者等に対する偏見・差別や誹謗中傷などの事案が発生するなど、依然として様々な人権問題が生じている状況にあります。

このような現状を踏まえ、「人権教育推進の手引」等により今後取り組むべき課題や方向性を明らかにし、市町教育委員会や関係機関等と連携しながら人権教育の一層の充実を図っていきます。

推進指標	「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合（小6・中3）〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小	(2019) 83.1%	79.2%	81.5%	85.4%			100%を目指す
中	78.4%	78.9%	80.9%	82.5%			

① 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実

○ 取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育に関する研究校や研究地域の取組を支援し、その成果の普及に取り組んだ。具体的には、公開授業や教育研究発表大会人権教育部会等を通じて、県内の教職員に、指導方法の提示（各教科本来の目標を達成するとともに人権教育のねらいを達成する「直接的指導」の提示）や人権が尊重された雰囲気や環境づくりの取組例の紹介などを行い、人権教育の充実に努めた。 ○ 「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の本県開催を踏まえ、男女平等や男女共同参画をテーマとしたデジタル学習教材「人権の窓」を作成・配布した。特に、その活用促進に向けては、本学習教材を活用した授業を先行実施した学校の実践事例をホームページに取り上げたり、各種研修会で具体的に例示したりしながら、活用の推進に努めた。 ○ 県内児童生徒等の作品を掲載した「人権に関する文集『あすへのびる』-43集-」を作成・配布し、活用を通じて児童生徒の人権意識の高揚を図った。文集の活用促進に向けては、活用例を添付したり、一人1台のタブレットで自動再生できるデジタル版を作成したりするなど、様々な教育の場での活用を促した。
◇今後の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人権教育に関する研究校や研究地域に対して、継続的・計画的な支援及び成果普及の取組を工夫する。研究の方向性については、事業の趣旨を踏まえ、指導方法及び学習内容の工夫・改善、さらには、学校教育と社会教育の効果的な連携等を目指す。 ◇ デジタル学習教材「人権の窓」については、人権を取り巻く動向や近年の人権に係る法整備等の社会情勢を踏まえたテーマを設定し、児童生徒の発達段階を考慮して作成する。本学習教材の活用促進を図ることで、差別解消を図るための資質・能力の育成に取り組む。 ◇ 県教育委員会が作成した各種学習教材（指導者用資料や人権チェックリスト等）の活用を推進することにより、児童生徒一人一人を大切にしたい雰囲気や環境づくりに努めるとともに、自尊感情の育成を目指した人権教育のさらなる充実を図る。

基本施策3 特別支援教育の充実

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、インクルーシブ教育システムの更なる推進が求められています。

本県では、幼児児童生徒が自信を育むとともに、周囲の人々と理解を深め合いながら相互に支え合う関係を構築することが重要であると捉え、校内支援体制を整え、安心感を高める指導・支援の充実に努めています。その中で、障害のある幼児児童生徒については、持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させていくことが必要です。

そこで、様々な障害のある幼児児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、全ての教員の理解促進と実践的な指導力の向上に努めるとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、特別支援教育の一層の充実を図っていきます。

推進指標	中・義務教育学校において、個別の教育支援計画を作成し、高等学校等へ進学した生徒のうち、引継ぎを実施した割合 〔障害のある幼児児童生徒の支援情報の引継調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)			
	65.0%	68.9%	74.3%	79.5%			100%

① 教員の理解促進と実践的な指導力の向上

○取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育学習指導研修の実施 特別支援学校を会場に、小中学校の特別支援学級担当2年目等の教員対象研修を実施し、実践的な指導力の向上を図った。 ○ 特別支援教育コーディネーター（特支 Co）連絡協議会の開催 高等学校における特別支援教育の取組等について協議することで、各学校の校内支援体制の充実につながった。さらに、全校で特支 Co による校内研修を行い、教員の理解促進及び指導力向上を図った。（特支 Co 等 70 名が参加）
◇今後の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ インクルーシブ教育エリアコーディネーター（エリア Co）の学校巡回指導（小中高）において、授業観察や職員研修等を実施し、教員に対する指導・支援及び校内支援体制の強化について助言等を行っていく。（2 教育事務所にモデル配置） ◇ 特別支援教育研究会（対象：小中高教頭）開催後、各学校で特別支援教育に関する校内研修を必須で実施することとし、教員の実践的な指導力の向上を図る。

② 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

○取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育研究会の開催 障害のある児童生徒の一貫した支援体制の構築及び児童生徒の障害の状態等に応じた指導・支援の工夫について情報共有することで、各学校の校内支援体制の強化につながった。（中高の教頭 224 名が参加） ○ 特別支援教育に関する巡回相談の実施（令和 3～5 年度） 全ての県立高等学校を対象とした巡回相談では、障害のある生徒に対する教員の理解促進と適切な指導・支援の充実を図るため、各
----------	---

	学校の支援体制の構築に向けた取組を支援した。
◇今後の対応方法	◇ 特別支援教育研究会（対象：小中高教頭）を開催し、障害のある児童生徒の一貫した支援体制の構築及び児童生徒の障害の状態等に応じた指導・支援の工夫について各学校段階での取組を共有することを通して、各学校の校内支援体制の強化を図る。さらに、特別支援教育研究会や各種会議等で、次の学校段階や進路先等への支援情報の引継ぎの必要性を周知していく。 ◇ 芳賀・下都賀教育事務所のエリア Co を中心に、連絡協議会（中高）を運営し、支援情報の引継ぎの在り方等について検討する。

基本施策4 多文化共生に向けた教育の推進

在留外国人や外国人児童生徒が増加する中で、これからの社会の在り方として、多様な文化的背景や価値観をもつ人々を尊重し、共生することが求められています。

学校においても、全ての児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりが期待されています。

そこで、本県では、様々な教育活動を通して、児童生徒に異文化理解や多文化共生の考え方が根付くよう、取組を充実させていきます。

推進指標	小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている割合 〔小・中学校教育課程等に係る調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	78.1%	87.1%	79.9%	79.2%			100%

① 国際教育の推進

○取組状況と成果	○ 令和5(2023)年7月に、県内の高校・特別支援学校の生徒、教職員を対象に「グローバル人材育成講演会」をオンラインにより実施した。世界各国の政治制度や若者の政治参画状況の比較を通して、生徒が世界の諸課題を自分事として捉え、異なる文化の理解と共生に向けて、主体的かつ積極的に政治に参加することが必要であることを、改めて認識することができた。
◇今後の対応方法	◇ 講演会等を通して、様々な文化や価値観を持つ人々と共生する社会の担い手として必要な資質・能力の育成を図るとともに、担当教員を対象とした協議会を通して、外国人児童生徒が共生社会の一員として日本における生活の基礎を身に付け、その能力や可能性を伸ばすことができるよう、小中学校と高等学校の切れ目ないきめ細かな支援の一層の充実を図る。

検討会議委員からの主な意見

- ・ 自尊感情の育成は、学校現場における取組に加え、家庭での声掛け等も大切であるため、引き続き学校と保護者の連携強化に努めてほしい。
- ・ 特別支援教育の一貫した支援体制を構築するためには、特に中学校及び義務教育学校から高等学校への支援情報の引継ぎが大切であることから、しっかりと問題意識をもって、推進指標の達成に向けた更なる取組の徹底をお願いしたい。

基本目標 Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

基本施策5 確かな学びを育む教育の充実

学習指導要領（平成29・30年告示）の趣旨を実現し、児童生徒の資質・能力を育成する観点から、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びを実現していく必要があります。

そのため、幼児期においては、諸能力が相互に関連し合い総合的に発達していくこの時期の特徴を踏まえ、幼児の自発的な遊びを通じた総合的な指導の中で、育みたい資質・能力を一体的に育む教育の充実を目指すとともに、小学校段階への円滑な接続を推進します。

小・中・高等学校の各学校段階においては、児童生徒の発達の段階に応じて、ICTを適切に活用しながら、一人一人に応じた適切な指導を行うことや、学校ならではの協働的な学び合いを大切に、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。

推進指標	幼小カリキュラム接続事業を実施している市町数 〔幼小連携推進状況調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	17市町	21市町	23市町	20市町			25市町
推進指標	「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」の「教科に関する調査」の各教科（国語、算数・数学、理科、英語）の標準化得点の平均値（理科と英語は3年に1回程度実施）						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小6	(2019) 99.5 (国・算)	100.0 (国・算)	99.7 (国・算・理)	100.0 (国・算)			各教科の標準化得点の平均値が、全国平均(100.0)を上回る
中3	99.7 (国・数・英)	100.0 (国・数)	99.7 (国・数・理)	99.3 (国・数・英)			

① 学習の基盤となる資質・能力の育成

- 取組状況と成果
- 教育課程研究集会の実施
全ての教員を対象に、令和3(2021)年度から本研修会を開催するとともに、県内小・中学校における好事例を発信することで、各学校における教育課程の適切な実施と教員の指導力の向上を図った。
 - 教育課程研究協議会の実施
全ての教員を対象に、令和4(2022)年度から本協議会を開催し、各高等学校における実践事例や取組状況及び教育課程の実施に伴う課題について研究協議を行うことで、本県の高等学校教育の改善及び充実を図るとともに、教職員の指導力の向上を図った。

◇今後の 対応方法	<p>◇教育課程研究集会における事前視聴動画・まとめ動画の作成・配信 教育課程研究集会における好事例を基に、教育指導上の留意点をまとめた動画資料を作成し、教員の指導力向上、各学校における教育課程の工夫改善を促進していく。</p> <p>◇教育課程研究協議会を踏まえたSTEAM教育の推進、一人一台端末の活用促進 教育課程研究協議会におけるSTEAM教育、一人一台端末の活用の好事例を基に、各教科等の研修や学校訪問の際の指導助言等を行い、教員の指導力向上、各学校における教育課程の工夫改善を促進していく。</p>
② 確かな学力の育成	
○取組状況 と成果	<p>○とちぎっ子学力アッププロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ とちぎっ子学習状況調査の実施 4月中旬に実施、7月上旬に調査結果、復習・発展用教材の提供 学校や市町教育委員会において、調査結果等を活用した検証改善サイクルの構築・運用が図られている。 ・ 学力向上コーディネーター派遣事業や学力向上推進リーダー配置事業の実施 学校や市町教育委員会における学習指導上の課題解決に向けた取組を支援 授業づくりや授業改善など、学校全体における組織的な取組の充実が図られている。特に、小学校における学力向上推進リーダーの支援は、若手教員の指導力向上を図る上で大変有効であった。 ・ 学力調査結果活用研修会の開催 調査問題や調査結果を踏まえた学習指導の改善に関する説明や講話を動画で配信 動画による研修内容を、参加者が自分事として捉えやすくなるよう演習を交えるなどの工夫をしたため、教員にとって活用しやすい研修会となり、学習指導の改善・充実につながっている。 <p>○全国学力・学習状況調査の小学校算数においては、平成31年度に「知識」と「活用」の問題が一体化した出題形式になって以降初めて、全国平均正答率を上回った。</p>
◇今後の 対応方法	<p>◇とちぎっ子学力アッププロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や市町教育委員会における学力向上に向けた取組を引き続き支援していく。 ・ 令和6（2024）年度から中学校にも学力向上推進リーダーを配置し、中学校における取組のより一層の充実を図っていく。 ・ 各種研修会における説明や教師用の指導資料をWEBに掲載し、学校や市町教育委員会に対して利活用を促していく。

基本施策6 豊かな心を育む教育の充実

子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、将来を予測することが困難な時代に、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きる力が求められています。

これまで本県では、「いきいき栃木っ子3あい運動」や「教え育てる道徳教育」を推進し、子どもたちの豊かな心の醸成に努めてきました。

今後は、こうした取組を生かしながら、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の授業の質の向上を図るとともに、学校における道徳教育の一層の充実を目指していきます。

また、子どもの読書活動は、幅広い知識や考え方に触れ、自らの思索を深め、豊かな心を育むために欠くことのできないものであり、全ての子どもが主体的に読書に取り組めるよう支援していきます。

推進指標	1か月に1冊も本（まんが・雑誌を除く。）を読まない児童生徒の割合（不読率）〔子どもの読書活動に関する実態調査〕						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小	7.4%	10.3%	5.7%	6.3%			5%以下
中	16.1%	15.5%	20.7%	14.8%			14%以下
高	49.9%	49.6%	54.0%	49.5%			40%以下

① 子どもの読書活動の推進

○取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの読書活動関係者等を対象にフォーラムを開催し、家庭での読書活動の重要性について学ぶ機会を提供することで関係者の意識を高めることができた。（オンライン、参加者 74名） ○読書コンシェルジュ育成研修を実施し、読書活動を推進するための知識や技能を身に付けた高校生 47名を「読書コンシェルジュ」に任命し、各校における読書活動を推進した。 ○令和5年度に実施した県の子どもの読書活動に関する実態調査では、上記取組等により、中学生及び高校生の不読率が昨年度から5ポイント程度改善された。
◇今後の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和6(2024)年3月に策定した栃木県読書活動推進計画に基づき、公立図書館と学校の連携強化や、SNS等を活用した周知啓発に注力する。 ◇高校生の読書への関心を高める事業を開催し、関係者への周知を強化する。（書評合戦「ビブリオバトル」、「伝えよう！本の魅力コンテスト」） ◇各学校における読書コンシェルジュによる読書活動を支援し、その充実を図る。

基本施策7 健やかな体を育む教育の充実

本県の児童生徒の体力を見ると、新体力テストで全国平均を下回るなど、運動時間の減少や、運動する子としない子の二極化等が懸念されます。そこで、幼少期から様々な運動やスポーツを経験させ、その楽しさを十分に体得させることで運動やスポーツが好きな児童生徒を増やし、生涯にわたって運動に親しむことができるようにしていきます。

また、現在、食生活を含めた生活習慣の乱れ、性の問題行動や薬物乱用、心の健康、さらにはアレルギー疾患や感染症の問題など、子どもたちを取り巻く健康上の課題は多岐にわたっています。そこで、自身の健康に関心をもち、主体的に健康で安全な生活を送ることができるよう、学校保健、食育・学校給食の充実を図ります。

推進指標	新体力テスト体力合計点の本県平均値と全国平均値の差 〔全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）〕						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小5男子	▲1.17点	▲0.78点	▲0.53点	▲0.47点			小5、中2の男女とも全国平均値を上回る
女子	▲0.10点	0.32点	0.54点	0.58点			
中2男子	▲0.37点	0.17点	▲0.35点	0.47点			
女子	0.35点	0.84点	0.96点	1.49点			
推進指標	・朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合（小6・中3）〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕 ・朝食を「全く食べない」生徒の割合（高3）〔本県児童生徒の体力・運動能力調査〕						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小6	3.7%	4.8%	4.9%	5.4%			0%を目指す
中3	5.4%	6.3%	6.7%	7.4%			
高3	5.3%	5.9%	7.4%	7.2%			

① 体育活動の充実

- 取組状況と成果
- とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業を実施し、運動に対する興味・関心を高めることを目的としたWebサイトの運営や、専門的知識を持った外部指導者の小学校への派遣、基礎的運動能力の向上に向けた実技教室の開催等の取組を柱として、本県児童生徒の更なる体力向上を図った。
 - 幼児期からの運動習慣形成プロジェクトとして、親子運動遊び教室や指導者研修会の開催、幼稚園等への指導者派遣、親子でできる運動遊び動画の作成・配信を実施することで、子どもたちが運動遊びを経験できる機会を提供し、幼児期からの運動習慣の定着を図った。

◇今後の対応方法	◇ 実技教室等において、運動が苦手な子どもが楽しく運動できる内容を充実することで、運動やスポーツに親しみ実践していくための資質・能力を育てていく。 ◇ 引き続き、幼児期からの望ましい運動習慣形成を目指し、子どもの運動遊びの重要性に関する普及・啓発に取り組むとともに、市町や幼保園等、地域と連携しながら、日常の中で、子どもたちが多様な運動遊びを経験できる環境の充実を図っていく。
② 学校保健、食育・学校給食の充実	
○取組状況と成果	○ 専門医等を学校に派遣し、健康課題の解決に向けた講演会等を実施することにより、児童生徒が保健に関する知識を理解し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成を図った。 ○ 食に関する指導は学校全体で取り組む必要があるため、その中核を担う栄養教諭等を対象とした研修を実施し指導力・実践力の向上に努めた。
◇今後の対応方法	◇ 引き続き各種研修会の内容の充実を図り食育を推進するとともに、「食に関する専門家を派遣した食育啓発活動」を実施し、学校単位や地域単位で食に関する理解を深める機会を提供していく。 ◇ 全国的な傾向ではあるが、本県においても朝食を欠食する児童生徒の割合が増加していることを踏まえ、関係機関と連携しながら、その原因把握に努めるとともに、学校と家庭、地域が連携し、児童生徒一人ひとりが適切な食習慣を確立できるよう食に関する指導の充実に向けていく。

検討会議委員からの主な意見

- ・ Web上で回答する試験が増加する中、全国学力・学習状況調査がCBT化することを踏まえ、児童生徒等が抵抗なくCBT化に対応できるような指導をお願いしたい。
- ・ 豊かな人生を送るには健康を維持しスポーツに親しむことが大切であることから、すべての児童生徒が、体を動かすこと及びできなかったことが「できるようになる」ことの楽しさを感じることができるような指導の充実をお願いしたい。
- ・ 規則正しい食生活と学力水準には相関関係がみられることから、児童生徒が朝食を摂取していない理由を分析するなど、1人ひとりが望ましい食習慣を確立できるような指導をお願いしたい。

基本目標 IV 自分の未来を創る力を育む

基本施策8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

自己指導能力とは、自己受容と自己理解を基盤に、目標達成に向けて、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する力のことです。

また、児童・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

児童生徒が、将来の自己実現(社会的自立)に向けて、自ら課題を発見し、その解決のための自己及び周囲にとって適切な行動を自ら考え、適切な自己選択と自己決定を行いながら、様々な人々と協働し、責任をもって行動できる力を身に付けることができるよう、児童生徒の自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実を図っていきます。

推進指標	「あなたの学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕						
------	--	--	--	--	--	--	--

	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
小6	36.0%	37.2%	37.0%	39.0%			増加を目指す
中3	35.3%	38.1%	38.0%	37.8%			

① 学業指導の充実

○取組状況と成果	○ 「学業指導の充実」を「令和5(2023)年度栃木県児童・生徒指導の基本方針」の努力点の一つとして掲げ、令和5(2023)年度児童・生徒指導推進中央研修会において、県内全ての学校における取組の推進を促した。 ○ 県内6校を対象に「学業指導応援チーム派遣事業」を実施し、年間3回の学校訪問を通じて、児童生徒に対する意識調査に基づくPDCAサイクルを進める取組等について指導助言を実施した。
----------	---

◇今後の対応方法	◇ 各種研修会等を通じて、教師用指導資料「サイクルを進める組織的な取組」及び令和5(2023)年度「学業指導応援チーム派遣事業」実施校の取組の成果等の周知・啓発に取り組むとともに、令和6(2024)年度「学業指導応援チーム派遣事業」(県内4校対象)を通じて、各学校における学業指導の取組の充実を図っていく。
----------	---

② 教育相談・支援体制の充実

○取組状況と成果	○ スクールカウンセラーを県内全ての公立小中学校及び義務教育学校へ拠点校方式により配置し、不登校や問題行動等の未然防止や早期解決に向けた取組を支援した。 ○ 宇都宮市を除く全ての中学校区及び県立学校3校にスクールソーシャルワーカーを41人配置し、福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者に対する支援体制の強化を図った。
----------	---

	○ 中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校及び特別支援学校の教育相談係主任を対象に支援体制充実研修を開催し、教育相談係の資質の向上及び各学校の支援体制の充実を図った。
◇今後の対応方法	◇ 各学校及び各地区の教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラー及びスーパーバイザーを活用した研修会などの取組を推進する。 ◇ 学校が、福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者に対して、福祉機関等と連携し、きめ細かな支援を実施することができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実に努めていく。 ◇ 令和6（2024）年度は、小学校及び義務教育学校（前期課程）の児童指導主任を対象に支援体制充実研修を開催し、各学校の支援体制の充実を図る。
③ 児童・生徒指導上の諸課題への対応	
○取組状況と成果	○ 学校だけでは解決が困難な児童・生徒指導上の諸課題等への適切な対応に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や、スクールロイヤーによる法律相談等を通じて、学校の相談体制や指導體制の強化を図った。 ○ 栃木県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの防止等に向けた対策について、有識者、学校関係者、PTA関係者、行政関係者による意見交換を実施するとともに、教育支援センターやフリースクールなどの民間施設・団体と教育委員会による連絡会を開催し、不登校児童生徒への支援の充実に向けた学校との連携の工夫や効果的な支援の在り方などについて協議した。
◇今後の対応方法	◇ 学校における組織的な指導體制の充実が図られるよう、各種研修会等を通じてスクールカウンセラー等の役割や効果的な活用方法等の周知に努める。 ◇ 学校と関係機関等との連携強化に向け、意見交換等の内容や方法を工夫するなど連絡協議会等の充実に努める。

基本施策9 社会に参画する力を育む教育の充実

公職選挙法の選挙権年齢が18歳以上に定められ、高等学校に在籍する生徒を含む18、19歳の若者が国や政治の重要な判断に加わることになりました。さらに、民法が改正され、令和4(2022)年度からは成年年齢が18歳以上に引き下げられました。

また、2015年の国連総会はSDGs(持続可能な開発目標)を採択し、2030年までの達成を目指しています。なお、SDGsの達成には、これまで推進してきたESD(持続可能な開発のための教育)が、重要な役割を担うと考えられています。

これらのことを踏まえ、社会を形成する一員として必要な判断力や実践力等を育み、よりよい世界の構築に向けて、主体的に社会に参画する力の育成を目指します。

推進指標	様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2018)	(2020)	(2021)	(2022)			
	39.6%	46.4%	50.0%	52.9%			85.0%

① 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実

○取組状況と成果	○ 各学校では、各教科の授業改善にともない、社会の中で生きて働く知識・技能の習得が進み、生徒が主体的に探究的な活動を行う中で将来の主権者意識の基盤の育成が図られてきている。 今般、主権者教育の充実が一層求められていることを踏まえ、令和5(2023)年度に全ての高校で実施になった高校公民科「公共」の授業における現実社会の課題に関わる学習の充実を支援するとともに、県議会議員が高校を訪問し生徒と直接意見交換をすることで、政治を身近なものとして考えられる機会を新たに設け、生徒の主体的に社会に参画する力の育成を図った。
◇今後の対応方法	◇ 学校教育を終えた後の人生につながる、判断力や実践力等を育成する必要性があり、地球規模の課題や地域課題解決に向けた大学や企業等と連携した探究的な学習の一層の推進等により、生徒が自分事として考えることができる経験を学校教育の場でより一層確保し、生徒の社会参画力の育成に努めていく。

基本施策 10 キャリア教育・職業教育の充実

生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。そのような中においては、児童生徒が学習を人生や社会と関連付けていくことが重要であることから、児童生徒の発達の段階に合わせた体験活動等を取り入れながら、キャリア教育の充実を図ります。

また、高等学校では一人一人の勤労観、職業観を確立させるため、地域や産業界等と連携したインターンシップ等の職業体験活動の機会の充実を推進し、特別支援学校では、児童生徒一人一人の生涯にわたる自立と社会参加を見据え、職業教育における個に応じた指導の充実と、きめ細かな就労支援の推進を図ります。

推進指標	生徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れたキャリア教育を推進している高等学校の割合						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	57.6%	43.1%	63.8%	69.0%			100%

① 職業教育の充実

○取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャリア教育及び進路指導の充実を図るため、県立学校キャリア教育・進路指導連絡協議会を開催し、キャリア教育及び進路指導等に関する情報を共有するとともに、諸問題に対する理解を深めた。また、教育課程研究協議会等において、キャリア・パスポートの活用促進を図った。 ○ インターンシップ推進事業を実施し、各校における職業体験活動の機会の充実を支援した。併せて、地域ごとに学校地域連絡会議を開催し、各校の取組状況や活動内容等について情報を共有した。 ○ 令和3(2021)年度に改訂した「とちぎの高校生『じぶん未来学』」を全県立学校で実施した。 ○ 特別活動及びキャリア教育・進路指導担当指導主事を対象とした研修会の実施や学校訪問を通して、小中学校及び義務教育学校におけるキャリア・パスポートの活用などキャリア教育の充実を支援した。
◇今後の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 県立学校キャリア教育・進路指導連絡協議会等の機会を捉え、インターンシップ等の職業体験活動の充実について各学校に周知する。 ◇ キャリア形成支援事業等の実施により、生徒が自分の在り方や生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育及び進路指導の更なる充実を図る。 ◇ 教員を対象とした「じぶん未来学研修会」の実施等を通して、プログラムの効果的な活用を推進する。

検討会議委員からの主な意見

- ・社会生活を営むための知識や判断力を培い、社会を構成する一員としての資質・能力を育むため、主権者教育や消費者教育などの充実を引き続きお願いしたい。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの存在は、学校現場での様々な問題に対応するためにきわめて重要であるため、引き続き活用の促進を図っていただきたい。

基本目標 V 豊かな学びを通して夢や志を育む

基本施策 11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実

グローバル化が進展する中で、子どもたちが主体性をもって生きていくには、国際感覚を磨き、国際的視野に立ちながら、郷土や我が国の伝統・文化等を尊重し、それらを育んできた郷土や我が国を愛するとともに、他国の異なる文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが大切です。

そのため、郷土や我が国の自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会について、学校教育においては、地域社会と連携・協働しながら、各学校の特色を生かした教科等横断的な視点で充実を図ります。社会教育においても、様々な体験や人との交流を通じて充実を図っていきます。

また、現在まで大切に守り伝えられてきた地域の文化財を次の世代に確実に継承するため、その価値を明らかにするとともに、県民が文化財に触れ、親しみ、理解を深めることにより、ふるさとへの愛情と誇りをもてるよう、積極的な活用を図っていきます。

推進指標	フェイスブック「体感!!とちぎの文化財」ページのコンテンツを見たユーザー数（累計）						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	1,200,939件	1,961,350件	2,367,310件	2,756,584			3,511,000件

① ふるさととちぎを学ぶ機会の充実

○取組状況と成果	<p>○令和5(2023)年度は、県誕生150年の節目の年であることから、ふるさと学習関係資料等の情報をまとめた「とちぎ学びのパスポート」を活用し、児童生徒がふるさと“とちぎ”を知り、学ぶことができるよう、県民の日における各学校の取組を推進した。</p> <p>○小・中学校においては、児童生徒が産業や文化など多様な視点から、ふるさと“とちぎ”を学ぶことができるよう、作成した2種類の「とちぎふるさと学習資料集（デジタルブック版）」の活用を促進することにより、ふるさとへの理解の充実を図った。</p> <p>○高等学校においては、令和5(2023)年6月を「とちぎふるさと学習強化月間」とし、「ふるさと“とちぎ”についての理解を深める学習に活用できるWebページと活用例」等を参考として、ふるさと“とちぎ”について理解を深める学習の一層の充実を図った。</p>
◇今後の対応方法	<p>◇児童生徒が一人一台端末を活用し、主体的に学ぶことができるよう、「ふるさと学習ホームページ」に掲載している動画を「ふるさと学習資料集（デジタルブック版）」とリンクさせるなどホームページの再構築を推進する。</p> <p>◇高等学校においては、総合的な探究の時間等において、ふるさと“とちぎ”をテーマとした探究活動を推進する。</p>

基本施策12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実

社会が急激に国際化・情報化するに伴い、現代社会における諸課題も高度化・複雑化しています。これらに対応するために、他者と協働する力、最先端の知識・技能、国際的な視野及びチャレンジ精神を兼ね備えた人材の育成が必要とされています。

そのため、児童生徒の興味や関心を広げ、学ぶ意欲を高めるとともに、自分の未来を描くきっかけとするため、小・中学校段階から様々な分野において、専門性の高い技術等に触れる学習機会の提供を図ります。

高等学校においては、大学をはじめとした研究機関等と連携して高度な学びの機会を提供し、学問への理解を深める教育や、地域や産業界等と連携して実践的・体験的な学習活動を充実させ、地域産業を担う人材を育成する教育の充実を図ります。

また、留学支援や、世界で活躍する人物や海外経験のある生徒の経験を共有する場の充実を図り、グローバル社会において必要とされる資質能力の育成を目指します。

推進指標	留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	33.9%	20.3%	29.3%	45.0%			65.0%

① 産学官連携による産業教育の充実

○取組状況と成果	○ 「キャリア形成支援事業」等を通して、各専門高校において、学科の特性・生徒・地域の実態に応じた人材を招へいして講演会や授業を実施した。それにより、企業における最先端の技術を知る機会や各産業分野の専門家から高度な知識・技術を学ぶ機会が得られ、職業観や勤労観、自分の将来や生き方について自主的に考えることにつながった。
◇今後の対応方法	◇ 生徒の更なる職業観や勤労観の向上を目指して、専門高校に対し、講演会、模擬授業のほかに、企業等と連携した研究や商品開発、大学等との共同研究等、地域と連携・協働した実践的・体験的な学習プログラムの充実を図り、生徒自ら生涯を見通して主体的に学ぼうとする力を育成する。

② 国際的視野やチャレンジ精神の涵養

○取組状況と成果	○ 留学や海外との交流や研修等を実施した高等学校の割合が45.0%に増加した。特に海外研修をした生徒数が、前年の897名から1652名と大幅に増加した。また、「県立学校短期留学支援事業」には7団体計161名、「高校生短期留学プログラム支援事業」には2団体計40名が参加した。
◇今後の対応方法	◇ 語学力やコミュニケーション能力の向上等を目的とした、高校生の長期・短期の海外留学の支援等による国際的な視野から物事を考える力の育成を図っていく。

基本施策13 県民一人一人の生涯学習への支援

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るためには、私たち一人一人が生涯にわたって自ら学習し、自己実現を図るとともに、他者と連携・協働しながら主体的に社会に参画していくことが求められています。

そのため、「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」において、「学び、つながり、活躍できる人づくり」を基本目標とし、生涯学習を推進する基盤づくりに取り組むとともに、生涯にわたる学びの機会の充実や学びを生かした地域づくりの促進等に取り組み、県民一人一人の生涯学習活動の支援に努めていきます。

推進指標	とちぎ県民カレッジ年間受講者数（累計）						目標値
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	
	74,229人	29,918人	70,039人	106,297人			420,000人

① 生涯にわたる学びの機会の充実

○取組状況と成果	<p>○「とちぎ県民カレッジ」事業をとおして、県民に多様な学習機会を提供した。単年度での受講者数は減少したが、庁内各部局や市町、関係機関等への働きかけにより、登録講座数は増加した。（登録機関数：77(R4)→79(R5)、登録講座数：1,527(R4)→1,559(R5)）</p> <p>○「とちぎ子どもの未来創造大学」事業の実施において、高等教育機関や企業等と連携することにより、多様な体験学習活動の機会を提供した。（132講座を実施、延べ1,875名の児童生徒が参加）</p>
◇今後の対応方法	<p>◇県の公式LINE等の広報媒体を活用し、より多くの県民に対して「とちぎ県民カレッジ」の周知を図る。</p> <p>◇受講者数の推移や県政世論調査の結果等について分析し、県民の生涯学習に関する動向を把握する。</p> <p>◇より多くの高度な学びの機会を提供するために、特に民間企業や県の研究機関等の多様な機関との協力体制を構築し、新規講座の開設を進めていく。</p>

検討会議委員からの主な意見

- ・子どもたちが「栃木に生まれて良かった」と感じ愛着を持つことができるよう、郷土に関する理解を深めるための学習を充実させるとともに、ふるさとの一員として将来にわたって活躍できるような取組を進めていただきたい。
- ・我が国や他国への理解をもとに国際的に活躍できる人材の育成に加えて、国際的な視野を持って、自分の地域を考えることができる人材の育成をお願いしたい。

基本目標 VI 教育の基盤を整える

基本施策 15 学校教育の情報化の推進

学習指導要領(平成 29・30 年告示)において、「情報活用能力」(情報モラルを含む。)が学習の基盤となる資質・能力の一つとして初めて規定されました。また、GIGAスクール構想による、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備によって、これまでの学校教育の実践とICTや先端技術を効果的に組み合わせた、新しい時代の学校教育を実現する必要があります。

児童生徒の「情報活用能力」の育成を図る手段としてICTを活用することは有効であるため、ICTを活用するために必要な学校のコンピュータや情報通信ネットワークなどの環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実が図れるよう教員のICT活用指導力の向上に努め、多様な子どもたちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を目指します。

推進指標 ICT活用指導力チェックリストの「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合
〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)〕

基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
(2019) 72.0%	(2020) 71.8%	(2021) 75.7%	(2022) 77.9%			100%(2022年度までに90%以上)

① 教員のICT活用指導力の向上

○ 取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育DX推進研究校におけるICTの活用に関する実践事例を教育研究発表大会やポータルサイト等で発信するとともに、教員のICT活用指導力の向上を図るため、研修内容を充実した。 ○ ICTに関して専門的な知識を有する教育CDOを新たに任命し、県内の学校や市町教育委員会を訪問のうえ、課題の解決に向けた助言・提案を行った。また、新たに設置したチャットルームにより市町教育委員会とリアルタイムで情報共有等を行うことで、全県的な教育DXの推進を図った。 ○ 教員のICT活用指導力は徐々に改善しているものの、教員間の意識や知識の差から学校や個人の格差が広がりつつある。
◇ 今後の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ICTに関する研修の更なる充実に加え、教育DX推進研究校における実践事例や授業改善モデル校における教育CDOの伴走支援により創出した授業改善事例の発信、及び各学校に対する実践事例の活用支援を行うことにより、教員のICT活用指導力の更なる向上を図る。 ◇ 共同調達会議等を通して、県と市町の連携を密にし、ICTの活用について情報共有や諸課題への対応等を協議することで、県全体の教育DXを推進する。 ◇ ICT活用の強化月間を定め、県立学校のすべての教員が授業におけるICTの活用を実践することで、指導能力の底上げを図るなど格差是正に向けた取組を進める。

② 情報モラル教育の充実	
○取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職経験に応じた研修において、段階的に情報モラルに関する研修を実施することにより、教員の資質・能力の向上を図った。また、教員対象の研修会等に、ニーズに応じて指導主事を派遣し、研修のサポートを行った。 ○ 児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教材「G I G Aワークブックとちぎ」と、その活用方法を示した「活用の手引」を新たに作成し、情報モラル教育に関する指導の充実を図るため、Webサイトに掲載して周知した。
◇今後の対応方法	◇ 情報モラル教材「G I G Aワークブックとちぎ」の周知・啓発を図るとともに、活用方法を含めた教員研修等を実施するなど研修内容を改善することで、教員の指導力の向上を図る。
③ ICT環境の充実	
○取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ G I G Aスクール運営支援センターを継続し、コールセンターによる電話相談やICT支援員による校内研修を行うことで、県立学校への支援を行った。 ○ 無線LANアクセスポイントの増設や通信機器の更新など通信環境を改善することで、体育館をはじめ校内のあらゆる学習場面で1人1台端末が活用できるようになった。
◇今後の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ G I G Aスクール運営支援センターを継続することに加え、教員のオンライン学習やIT関係資格の取得を支援することで、各校におけるデジタル人材を育成する。また、総合教育センターの研修受講者が1人1台端末を活用しやすい環境の整備を図る。 ◇ 義務段階の1人1台端末の更新については、国のガイドライン等をふまえ、各市町と連携しながら県域での共同調達を実施するなど、適切に対応していく。 ◇ 1人1台端末などのICT機器や統合型校務支援システムなどの各種システムを円滑に運用していくことに加え、現状の課題を把握し、更新の準備を計画的に進めていくことで、ICT環境の更なる充実に取り組んでいく。

基本施策 16 教員の資質・能力の向上

学校が取り組むべき今日的な課題は、年々高度化・複雑化しており、状況に応じた組織的な対応が求められています。一方で、教員の大量退職時代を迎え、学校で指導的立場を担うベテラン教員の退職、採用者数の増加に伴い、ミドルリーダーの育成や若手教員の資質・能力の向上が、総合的かつ組織的に取り組むべき喫緊の課題となっています。

そのため、教員の養成・採用・研修に一体的に取り組むことにより、教員一人一人の自覚、使命感の高揚と資質・能力の向上に努めていきます。

推進指標	県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合 〔受講者振り返りシート〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	79.2%	80.0%	80.6%	81.1%			毎年度80%を上回る

① 養成・採用・研修の一体的な取組の推進

○取組状況と成果	<p>○優れた人材の確保に向け、SNSを活用した動画配信を行うとともに、高校生や大学1、2年生への説明会を拡充し、教員の魅力発信に努めた。令和6（2024）年度実施の教員採用試験では、第2次試験の内容を変更したり新たな特別選考を新設したりするなどの改善を図った。</p> <p>○「栃木県教員育成指標」を踏まえ、教職経験年数に応じた研修の改善・充実を通して、教員としての基礎的な知識の理解、実践的指導力の向上を図った。</p> <p>○とちぎの教育未来塾について、4日間のうち3日間をオンライン同時双方向型で実施し、受講者が受講しやすい環境となるよう改善するとともに、校種別、領域別、教科別の選択講座を設定し、受講者のニーズに応じた研修の機会を提供した。</p>
◇今後の対応方法	<p>◇新たな人材の発掘に向け、教員免許を持ちながら、教職に就いていない方を対象とする説明会を実施するなど、正規教員や臨時的任用教員の確保のための広報活動を充実させていく。</p> <p>◇経験年数に応じた研修について、特に経験年数の少ない教員の研修内容や系統性を見直しを行い、教員の指導力の向上を図る。</p> <p>◇とちぎの教育未来塾については、オンライン同時双方向型と参集型に加え、これらのハイブリッド型でも実施することにより、引き続き受講しやすい環境を整えるとともに、受講者のニーズに応じた研修の充実に努める。</p>

基本施策 17 学校運営体制の充実

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く課題は、より複雑化・困難化しています。また、子どもたちが予測困難な未来を主体的に生き、社会の形成に参画する上で必要となる資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められており、新たに指導すべき内容、取り組むべき課題等も生まれています。

教員が心身の健康を保ちながら、様々な課題に的確に対応しつつ、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を十分に確保する必要があります。

そこで、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校における働き方改革を推進するとともに、きめ細かな指導を可能とする指導体制の充実を図ります。

さらに、教職員の保健管理の充実に努め、全ての教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら教育の質を高めていけるよう支援していきます。

推進指標	少人数学級及び少人数指導の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合 〔少人数学級実施状況調査、少人数指導の実態に関する調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
少人数学級	94.9%	95.8%	96.3%	96.2%			毎年度95%を上回る
少人数指導	97.7%	97.6%	97.6%	98.9%			
推進指標	「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した」と回答した公立学校教員の割合 〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	24.3%	31.8%	29.0%	29.3%			50%以上
推進指標	公立学校教員の1か月当たりの時間外勤務時間(在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた各月の合計時間の平均) 〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	49.5時間	48.0時間	49.5時間	46.1時間			45時間以下

① 教職員の保健管理の充実

○取組状況と成果	○疾病の早期発見・早期治療のため、管理職に対し定期健康診断・人間ドックで精密検査が必要と判定された教職員に対する受診勧奨を依頼した。 ○自らのストレス状況の把握とセルフケアに資するストレスチェックを実施するとともに、公立学校共済組合栃木支部と連携し、未然防止から早期発見と適切な対応、職場復帰支援まで切れ目ないメンタルヘルス対策に取り組んだ。
----------	--

	○すべての県立学校へ産業医等を配置し、長時間勤務者や高ストレス者に対する面接指導に取り組んだ。
◇今後の対応方法	◇管理職の勧奨指導による精密検査受診率の向上を図る。 ◇学校安全衛生管理者に対し、長時間労働者等への産業医等の面接指導や職場環境の改善が円滑に行われるよう支援するとともに、研修等により管理者の健康障害リスクに関する理解促進を図る。 ◇公立学校共済組合栃木支部と連携し、健康づくりやメンタルヘルスに関するセミナーの実施など教職員の心身の健康に資する事業に取り組む。

基本施策 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

次代を担う子どもたちには、変化の激しい時代に対応するため、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら課題を解決する力が求められています。このような力は学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、地域の多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれていきます。

社会全体で子どもたちを育てる取組は、大人の学びや地域の活性化にもつながることから、今後は、学校と地域が連携・協働するための体制整備を支援するとともに、子どもの生きる力を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指す「ふれあい学習」の取組の充実を図ります。

推進指標	小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率〔コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(文部科学省)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	65.0%	64.3%	66.4%	64.5%			80%を上回る

① 家庭教育への支援

○取組状況と成果	○市町と連携して、家庭教育支援プログラム等を活用した家庭教育に関する学習の機会を提供した。(計298回) ○子育てや家庭教育の悩みを持つ保護者や、いじめなどの問題を抱えている子どもを対象とした電話相談事業を実施し、相談者の悩みに共感することで心の安定を図った。(保護者相談 439 件、子ども相談件数 1,539 件) ○家庭教育を支援するための学習活動や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダー研修及び家庭教育支援プログラム指導者研修を実施し、指導者を養成した。(養成者数 50 名)
◇今後の対応方法	◇令和6(2024)年度から家庭教育支援推進委員会を年2回開催し、全県的な家庭教育支援活動の実施方針、広報活動方策等の検討、事業の検証・評価等を行う。 ◇地域の人材による家庭教育支援チームの組織化、個別の支援が必要な家庭に対する学習機会や情報の提供等の充実を図るため、市町の参考となるパンフレットを作成する。 ◇各市町の家庭教育支援に関する取組をさらに充実させるため、アウトリーチ型の家庭教育支援を実施するための助成を行う。

基本施策 19 魅力ある県立高校づくりの推進

社会が急速に変化を続け、将来の予測が困難な時代において、高等学校においては、主体的に社会に参画し、多様な人々と協働しながら、幅広い視野と柔軟な発想で新たな価値を創造し、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが求められています。

各学校では、地域における自校の役割を踏まえ、育成すべき生徒の姿や資質・能力を明確にし、その実現のため、地域との協働の下、社会に開かれた教育課程や探究的な学習活動、特別活動等を創意工夫し、特色ある教育活動を進めます。

また、引き続き、国の教育改革の動向や社会のニーズを見極めながら、新たな教育システムや国、県の支援事業の導入等により、今後とも時代や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。

○取組状況と成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三期県立高等学校再編計画（案）について、地区別説明会（県内8か所）及びパブリック・コメントを実施し、県民からの意見を聴取した（提出意見計584件）。 ○ 魅力と活力ある学校づくりを推進するため、幅広い意見を踏まえながら、第三期県立高等学校再編計画を策定した。 ○ 第三期県立高等学校再編計画のリーフレットを作成し、県内小中学校及び高校等に周知した。 ○ 各県立高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき高等学校像等を明確化するため、スクール・ミッションを策定した。 ○ コミュニティ・スクールを県立高等学校6校に設置し、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めた。
◇今後の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 第三期県立高等学校再編計画に基づき、地域との連携・協働を図りながら、県立高校の更なる特色化・魅力化を推進する。 ◇ 令和9（2027）年度に再編・統合等を実施する対象校において、新校設立準備委員会を設置し、校名案や特色ある教育活動など新校の基本的な枠組みについて検討を進める。 ◇ 各県立高等学校は、スクール・ミッションに基づきスクール・ポリシーを策定し、カリキュラム・マネジメントを行いながら魅力や特色ある教育活動の更なる充実を図る。 ◇ 地域における幅広い教育資源を活用し、生徒や学校の抱える課題の解決や、生徒の豊かな成長につなげるため、コミュニティ・スクールの拡大・充実を図る。

基本施策 20 学校施設・設備の整備

県立学校における校舎・体育館等の施設や職業系高校の実験実習用機器等の産業教育設備については、児童生徒等の安全・安心な学習環境を確保するため、計画的な改修や更新等を行っていきます。

公立小・中・義務教育学校の施設についても、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保するため、市町に対して積極的な取組を働きかけ、施設の整備を促進していきます。

① 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

○取組状況と成果	○老朽化した学校施設の長寿命化や特別教室等への空調設置、トイレの洋式化などについて、国の学校施設環境改善交付金を活用し、施設整備を促進した。(92件、1,348百万円(国費))
◇今後の対応方法	◇今後も各市町に対して、小・中・義務教育学校の学校施設に係る様々な課題の早期解決に向けた国庫補助の活用を促すなど、必要な助言等を行っていく。

検討会議委員からの主な意見

- ・現状、教員のICTの活用能力に差があり、高いICTスキルを持つ者に業務が集中する傾向も見受けられることから、GIGAスクール構想の実現に向け、教員一人ひとりの能力の底上げを図るなど、ICT活用指導力の更なる向上を目指す必要がある。
- ・学校現場における深刻な人員不足に対応するため、教員の魅力向上・発信や学校の働き方改革の推進に加え、潜在化している教員免許状保有者の掘り起こし、教員業務支援員の有効活用など、人員確保に向けた取組の推進をお願いしたい。
- ・地域の教育力の低下が加速する中、子どもたちの健全育成と充実した学校運営のため、学校と地域が一体となって、活気ある学校づくりに取り組めるよう、コミュニティ・スクール設置の拡大を推進していただきたい。

Ⅲ 教育委員会の活動状況について

1 会議等の運営及び開催状況等

教育委員会会議については、原則として毎月第1火曜日に「定例会」、また、必要に応じて「臨時会」を開催している。このほか、施策の勉強や事前協議等のため、適宜、「教育委員協議会」を開催している。

令和5(2023)年度の開催回数は、次のとおりである。

【会議の開催状況】

○定例会	……………12回	
○臨時会	……………5回	
○協議会	……………14回	[合計31回開催]

2 会議の内容

定例会、臨時会及び協議会において、総件数151件におよぶ議案等の審議等を行った。

会議は原則公開になるが、人事に関する議案を審議する場合等では、出席委員の3分の2以上の多数をもって、非公開の会議とする場合がある。

なお、定例会、臨時会及び協議会において審議された内容別の件数は、次のとおりである。

総件数	151件
【内訳】	
○議案	59件
・教育行政の運営に関する基本方針に関すること	14件
・人事、服務に関すること	19件
・条例、規則等の制定、改廃に関すること	15件
・学校教育に関すること	8件
・表彰に関すること	2件
・その他	1件
○報告	35件
○協議等	57件

3 会議以外の活動状況

教育委員は、会議以外に、総合教育会議、関係機関等との意見交換、教育施設等訪問などの各種活動を行っている。

(1) 総合教育会議・・・・・・・・・・・・・2回

知事が招集する栃木県総合教育会議に出席し、とちぎの未来の教育について、協議等を行った。

(2) 関東地区協議会、関係機関等との意見交換会等・・・・5回

教育行政に関する情報交換や諸問題等を協議するため、全国及び1都9県教育委員会協議会への出席のほか、関係機関等との意見交換会を実施した。

【主な行事】

- 令和5(2023)年4月27日(木) 1都9県教育委員会全委員協議会(神奈川県横浜市)
- 令和5(2023)年7月10日(月)及び11日(火) 全国都道府県教育委員会連合会総会(長野県長野市)
- 令和5(2023)年8月31日(木) 1都9県教育委員会教育委員協議会(千葉県千葉市)
- 令和6(2024)年1月19日(金) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会(W e b 開催)
- 令和6(2024)年1月29日(月) 全国都道府県教育委員会連合会第2回総会(東京都千代田区)

(3) 教育施設等訪問・・・・・・・・・・・・・1箇所

教育施設等の状況を把握するため、施設訪問を実施し、施設の視察及び職員との意見交換を実施した。

【訪問先】

- 令和5(2023)年10月24日(火) 栃木県立図書館

(4) 創立記念式典・・・・5回

県立学校における創立記念式典に出席した。

(5) 各種行事、大会・・・・4回

教育委員会主催の表彰をはじめ、各種行事に出席した。

【主な行事】

- 令和5(2023)年8月 3日(木) STEAM 体験 DoCAMP 視察(チサンホテル宇都宮)
- 令和5(2023)年10月24日(火) 学校教育支援ボランティア感謝状贈呈式(県公館)
- 令和5(2023)年10月24日(火) 教育功労者等表彰式(県公館)
- 令和6(2024)年1月26日(金)及び27日(土) 県教育研究発表大会(W e b 開催)

(6) その他

今日的な教育課題や職務遂行に必要な知識等について理解を深めるため、調査研究を実施した。

(7) 関係機関会議

教育委員が次の関係機関の委員等に就任している。

県共同募金会、県私立学校審議会、県育英会選考委員会等

4 教育委員一覧(R6(2024). 3. 31 現在)

職 名	氏 名
教育長	阿久澤 真理
委員(教育長職務代行者)	板橋 信行
委 員	鈴木 純美子
委 員	金子 達也
委 員	永島 朋子
委 員	松金 公正

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動
うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来

